



## 20. 当社の責任

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。(損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限ります)
- (2)手配代行者は、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社代わって手配をする者(現地手配会社)をいいます。
- (3)当社の責任の範囲は、当社及び上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合に限り限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の運送、過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- (4)当社としては、海外旅行の保険のご加入を強くお薦めします。
- (5)お客様が次に示すような当社または当社の手配代行者の間違し得ない事由により、損害を受けた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。ア・天災地変・戦乱・騒動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- イ・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ウ・官公署の命令、専門の出国規制、传染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
- エ・自由行動中の事故
- オ・食中毒
- カ・空難・説教等の犯罪行為
- キ・運送・宿泊機関等の運送・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
- ク・運送・宿泊機関等の事故、空災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による障害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。
- ケ・その他、当社の判断し得ない事由
- (6)手荷物について生じた本項(1)の障害につまつては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り旅行者1名につき1万円を限度で賠償いたします。
- (当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます)

## 21. 特別補償

- (1)当社は前項(当社の責任)が生じるか否かを問わず、当社が特別補償規定により、お客様が被ったときに、該損害またはその法定賠償人に手続する手続費、後遺症並びに人院料金および通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害賠償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、搭乗券のみのフィルム、その他当社認別特別補償規定第18条2項に定める項目については補償いたしません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (2)お客様が旅行企画旅行参加中に、被った損害が、お客様の故意、酒酔い、迷惑、疾病等の他、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング機、ウルトラライト機、滑走ソーラーフライヤー搭乗、超軽量自動機(モーターフライヤー、マイクロヘリコプター)等によるものであらざる損害につきましては、当社は本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3)当社が当該旅行の責任者に負担することになったときは、その補償金は、当社が負担すべき損害賠償金の一部または全部に充当します。
- (4)当社は求めに応じてお客様が本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがあります。この場合当該行動の旅行は手配旅行契約に基づきもどとなり、本項目割引適用の適用はありません。
- (5)当社が、本項(1)に基づく補償金を支払う前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

## 22. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社契約の規定を守らないことにより当社に損害を被った場合は、当社はお客様から損害賠償の申受けます。
- (2)お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後ににおいて契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申出なければならないません。

## 23. オプショナルツアーや情報提供

- (1)当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を收取して当社企画・実施するオプショナルツアーや第21項(特別補償)の適用については、主たる受注型企画旅行契約の一部として取り扱います。当社実施のオプショナルツアーやパンフレット等で明示します。
- (2)オプショナルツアーアの企画者は当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプショナルツアーア参加中にお客様に発生した第21項(特別補償)で規定する損害に対する責任は、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該オプショナルツアーアの催行にかかる企画者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該オプショナルツアーアが催行される現地法人および当該企画者の定めによります。
- (3)当社は、パンフレット等で「簡単な情報提供」として可能なスマート等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスマート等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項(特別補償)の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 24. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①②を除き旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。ただし、当該変更事項について当社に第20項(当社の責任)が発生すること明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。  
(ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、席場等の他の諸設備の不足(オーバーフック)が発生したことによる変更の場合は、当社は変更補償金を支払います)
- ア・旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変  
イ・戦乱  
ウ・暴動  
エ・官公署の命令  
オ・欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
カ・遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
キ・旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置  
②第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかる場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社は第10項で定める「お支払い・対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、当社は第10項で定める「お支払い・対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。

## お客様へ『ご案内とご注意』

### 《パスポートとビザについて》

- お客様のパスポートが今回の旅行に必要な残存有効期限を満たしているか、また、旅行先の国にビザが必要かどうかをパンフレット等の記載事項により確認のうえ、必要な手続きをお済ませください。
- アメリカ合衆国へのご旅行または経由をされるお客様は、お持ちのパスポートが機械読取式(MR-P)アメリカのビザが必要となります。アメリカのビザを取得されるか、もしくはパスポートを更新してください。
- 日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせのうえ、ビザおよび再入国許可、パスポートの残存有効期間等の確認および手続きをお済ませください。

### 《変更について》

- 受注型企画旅行では、各種変更の場合には一旦取消した後に新規予約として取り扱います。その際に取消料の発生する対象期間内の場合には取消料の対象となります。変更とは出発日および帰国日の日程変更、減延泊、コース変更(航空会社、ホテル、観光内容等)旅行者の名前の変更(交替による場合を除く)などを含みます。

### 《特別な配慮を必要とするお客様へ》

- お体の不自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の方などはご旅行のお申込み時にその旨をお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じさせていただきます。また、健康診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合もございます。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断りさせていただく場合もあります。

### 《海外危険情報について》

- ご旅行のお申込み後、ご旅行目的地に「渡航の是非を検討してください」以上が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理が出来ると判断した場合には、旅行を催行いたします。この場合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料をいただきます。

額が1,000円未満である時は当社は変更補償金を支払いません。

- (3)当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第20項(当社の責任)が発生すること明らかな場合には、お客様は当該変更にかかる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき変更補償金の額と相殺してその額を支払います。
- (4)当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・旅行サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせていただくことがあります。

### ○変更補償金

	変更補償金の額=1件につき下記の率 ×お支払対象旅代金	
当社が変更補償金を支払う変更		
旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合	
①契約書面に記載した旅行開始または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した導入する観光地または観光施設(レストランを含む)の他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級または設備より低い料金のものへの変更(更迭後の等級および設備の料金の合算額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回る場合に限る)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した送迎機関の等級または設備より低い料金のものへの変更(更迭後の等級および設備の料金の合算額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回る場合に限る)	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦と本邦外との間における直行便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

注1: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えて、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変化が生じたときは、それまでの要因につき1件として取り扱います。

注2: ③または④に掲げる運送機関の会員名の変更については、等級または設備がより高いもののへの変更を1泊につき1件として取り扱います。

注3: ④に掲げる運送機関の会員名の変更については、等級または設備がより低いもののへの変更を1泊につき1件として取り扱いません。

注4: ④⑦⑧に掲げる便りが1乗車船等または1泊のうち複数回した場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年9月1日を基準としています。また旅行代金は、2014年9月1日以降に発券する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

## 26. 個人情報保護に関する事項

### 個人情報保護方針

当社にとって、お客様をはじめ、当社に開かれているある方々を特定できるようない情報、すなわち個人情報は、かけがえのない重要な財産となっています。また、この大切な個人情報は、その秘密が保持され、正確かつ安全に取り扱われることが社会的に要請されています。当社は、そのような社会的責務に応えるため、HIS企業活動指針の精神に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守して、個人情報の保護を以下の基本方針に従って適切に実行します。

1. 当社は、個人情報を明示した利用目的の範囲内でのみ利用をうものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

2. 当社は、個人情報を明示した運送機関の会員名の変更については、等級または設備がより高いもののへの変更を1泊につき1件として取り扱いません。

3. 当社は、個人情報を明示した宿泊機関の種類または名称の変更については、等級または設備がより低いもののへの変更を1泊につき1件として取り扱いません。

4. 当社は、個人情報を明示した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の便への変更については、等級または設備がより高いもののへの変更を1泊につき1件として取り扱いません。

5. 当社は、個人情報を明示した本邦と本邦外との間における直行便または経由便への変更については、等級または設備がより高いもののへの変更を1泊につき1件として取り扱いません。

6. 当社は、契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更については、等級または設備がより低いもののへの変更を1泊につき1件として取り扱いません。

5. 制定日 2005年 3月 1日

改定日 2012年 10月29日

セブンズオーシャンホールディングス株式会社

### 【個人情報お問い合わせ窓口】

セブンズオーシャンホールディングス株式会社

06-4393-8968

平日 10:00～16:00

### 個人情報の取り扱いについて

#### 1. 個人情報の利用目的

当社は、ご旅行、またはご旅行に関する保険等のお申込みの際に提出いただいた申込書(申込フォーム)に記載または入力された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様お申込みいただいたご旅行において運送・宿泊機関等の座席、席場等の他の諸設備の不足(オーバーフック)が発生した場合に、当社は変更補償金を支払いません。

(ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、席場等の他の諸設備の不足(オーバーフック)が発生したことによる変更の場合は、当社は変更補償金を支払います)

ア・旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変

イ・戦乱

ウ・暴動

エ・官公署の命令

オ・欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ・遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ・旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかる場合、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社は第10項で定める「お支払い・対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、当社は第10項で定める「お支払い・対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。

場合でも、個人情報を当社へご提供されるか否かについては、お客様ご自身で選択できるものですが、ご提供いただけない個人情報が、お申込みになるサービス等の手配に必要なものである場合、当社の商品・サービス等をご利用しただけにことありますのでご了承ください。

●当社は、お支払いの申込等にあたり、お客様よりご提供いただいた個人情報の一部を個人データとして保管いたします。

### 2. 個人情報の提供

当社は、以下の例外事項を除き、個人情報をお客様の承諾なしに第三者に提供することはございません。

### 3. 法令に基づく場合

(1)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることなく困難である場合

(2)法令に基づく場合

(3)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることなく困難である場合

(4)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることなく困難である場合

(5)国際機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するに對して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(6)特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託するとき

(7)個人情報に関する表示等の手続きについてお問い合わせ下さい。

【個人情報お問い合わせ窓口】セブンズオーシャンホールディングス株式会社

### 4. その他の事項

・本個人情報保護方針は、セブンズオーシャンホールディングス株式会社の日本国内における個人情報の取扱いに関するものです。

・当社の国内関係会社、および海外現地法人は対象としていません。

・16歳未満のお客様、保護者の同意を得た上で、個人情報を提供いただきます。

・当社では、お客様の個人情報保護をより適切に管理するため、または、閲

制訂日 2005年 3月 1日

改定日 2012年 10月29日

## 27. 通信契約の旅行条件

(1)当社は、当社が提携するクリエジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)により、所定の伝票への署名等による手配料金、取扱料金等の支払を受けることを条件に、お客様の手配名もしくは電話番号等の個人情報を提出してお問い合わせ下さい。

(2)通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合には当社がお客様からのお申込みを承諾したものとします。郵便、電子メール等の通信手段によるお申込みの場合には、当社が旅行契約を承認する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファックス等の電子通信手段の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(3)当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や解約等によりお客様の負担を負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額とお客様に通知した日とします。ただし、第16項により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日および方法により当社の負担を支払います。

(5)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(6)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(7)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(8)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(9)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(10)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(11)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(12)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(13)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(14)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(15)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(16)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(17)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(18)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(19)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(20)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(21)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(22)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(23)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(24)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(25)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(26)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(27)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(28)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(29)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(30)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(31)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(32)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(33)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(34)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(35)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(36)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(37)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を超過する場合は、旅行代金の返却をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

(38)当社は、お客様が育児休暇等による旅行の期間を